### 事業主様をはじめとした皆様へご回覧ください

# 健康保険委員だより





「ポリファーマシー」とは「poly (複数)」+「pharmacy (調剤)」からなる言葉で、多剤併用の中でも害をもたらすものを表します。単に服用する薬剤の種類や量が多いというだけではポリファーマシーではありません。必要以上の薬剤が投与されている、または不必要な薬剤が処方されていることで、薬物有害事象のリスク増加や服薬過誤をはじめ、服薬アドヒアランス低下などの問題を引き起こす可能性がある状態のことを指します。明確な定義はありませんが、4~6種類以上の薬剤が併用されている状態を表すことが一般的です。

#### 対策①:薬の一元管理

現場におけるポリファーマシーの解決策は、「おくすり手帳」の活用です。薬局に提示することで、薬剤師が服薬状況を確認しています。おくすり手帳があれば、他の医療機関で処方された医薬品を確認できますし、多剤併用による重複投与や薬物相互作用を未然に防ぐことができると期待されています。また、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師を決めることで、より適切な評価を受けることが可能となります。

### 対策②:減薬提案

現代の医療では、症状の抑制を優先して薬剤を処方することが多く、症状が悪化した場合は薬剤の種類や量が増える傾向にあります。しかし、服用する薬剤の種類や量に比例して副作用のリスクが高まることがわかり、「減薬」の必要性が認識されるようになりました。薬局では、ポリファーマシーを発見した際、患者さんとの相談、処方医への減薬提案を行うことが可能です。

### 対策③:薬局におけるコミュニケーション

ポリファーマシーの問題を解消するためには、「患者さんとのコミュニケーション」も欠かせません。薬剤師と患者さんとの間に信頼関係を築かなければ、これらの問題を解決するのは困難です。日ごろから患者さんとしっかり向き合い、病態だけではなく治療状況や生活環境まで把握することが求められています。また、「薬をたくさん処方されないと不安」と感じる患者さんが多いことも多剤併用の一因です。副作用のリスクや減薬の必要性を理解していただくのも薬剤師にとって重要な責務。良好なコミュニケーションにより、服薬の問題点を見つけ出すことが期待されています。

※こちらの記事は、「富山県民の健康づくり推進に向けた相互連携に関する協定」にもとづき、公益社団 法人富山県薬剤師会よりご提供いただいた原稿をもとに作成しました。

### 発 行



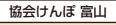
### 全国健康保険協会 富山支部

〒930-8561

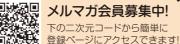
富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

健康保険の給付・任意継続に関すること 業務グループ 076-431-6155 (f 健診や保健指導・健康企業宣言に関すること 保健グループ 076-431-5273 レセプトや第三者行為に関すること レセプトグループ 076-431-5272

健康保険委員や広報など上記以外のこと 企画総務グループ 076-431-6156









### 「とやま健康企業宣言」の普及状況について

協会けんぽ富山支部では、加入者の皆様のより一層の健康づくりを推進するため、「とやま健康企業宣言」に取り組むことを宣言した事業所様の健康づくりをサポートしています。



2022 秋号

健康企業宣言

### 宣言事業所数 717社

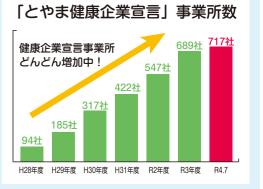
銀 Step1 認定 331社

金 Step2 認定 37社

3/仁 (※令和4年7月末限

健康的にイキイキと働ける職場は、優秀な人材を惹きつける だけでなく、健康問題による欠勤等の解消にもつながります。 ぜひ「とやま健康企業宣言」をはじめましょう。

また、既に宣言している事業所様は「Step1 認定」を目指して取り組みましょう。



健康経営の周知とともに、「とやま健康企業宣言」に参加している事業所様の取り組み等をホームページや メディア等を活用して紹介しています。

協会けんぽ富山支部のホームページで認定事業所の取り組み事例を紹介

協会けんぽ富山支部のホームページや新聞等に宣言事業所一覧(市町村別)を掲載



ラジオに認定事業所の経営者の方々が出演し、自社の取り組みや健康経営の効果について放送

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

## 「療養費(立替払)」制度をご存じですか?

就職後間もない期間や、お子さまの出生後間もない期間など、やむを得ない事情で保険証が手 元にないときに医療機関を受診されて医療費を全額負担した場合は、協会けんぽに申請を行う と、療養費として払い戻しを受けることができます。



申請方法

制度については 詳しくはこちら. をご覧ください

以下の3点を、診療を受けた日の翌日から2年以内に協会けんぽへご郵送ください。

● 「健康保険療養費支給申請書(立替払等)」

※払い戻し対象外となるケース

●診療明細書

領収書(原本)



お問い合わせ先:業務グループ【☎076-431-6155】

・保険適用外の診療 ・未加入期間などの無資格受診の診療 ・業務災害や通勤災害、第三者によるケガ 等

# おくすりの新しい受け取り方はじまりました

- ●国の制度として、令和4年4月から 「リフィル処方せん」が導入されました。
- ●例えば、長いあいだ同じ薬を飲んでいるなど症状が安定し、 通院をしばらく控えても大丈夫と**医師が判断した場合**が 対象です。



●医療機関で処方せんを毎回もらわず、同じ処方せんを薬局で最大3回まで 繰り返し使用できる仕組みです。詳しくは、医師にお聞きください。

投薬量に限度のある医薬品や湿布薬はリフィル処方せんにできません。

全国健康保険協会 @ 健康保険組合連合会



## 令和4年度被扶養者資格再確認のご協力のお願い

健康保険の被扶養者様を対象に、被扶養者資格を満たしているかどうかの確認を毎年実施して います。

令和4年度につきましては、10月中に順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、 被扶養者資格を確認し、同封の返信用封筒にてご提出ください。

健康保険事務の簡素化や、皆様の保険料負担の軽減につながる大変重要な確認です。ご理解と ご協力をお願いします。

# 会和4年度の予定

### 確認の対象となる方

令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者

※確認対象となる被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

#### 送付時期

令和4年10月

#### 再確認の手順

対象の方の被扶養者資格を確認し、 「被扶養者状況リスト」を返信用封筒で 提出



扶養から外れた方がいる場合、該当者 の保険証と同封の被扶養者調書兼異動 届をあわせてご提出ください。

#### 提出期限

令和4年11月30日(水)

#### 添付いただく書類

- ○被保険者と別居している被扶養者
- →仕送りの事実と仕送り額が確認できる 書類
- ○海外に在住している被扶養者
- →海外特例要件の該当が確認できる書類

海外特例要件には、海外留学している学生、 ボランティア活動や外国に赴任する被保険者 の同行家族等が該当します。



### 昨年度の実施結果

扶養解除数

約7.3万人

高齢者医療制度への 負担軽減額(効果額)

約9億円

保険料の負担軽減へのご協力ありがとうございました。

詳しくは、協会けんぽのホームページまたは お送りする被扶養者状況リスト一式をご覧ください。

お問い合わせ先:業務グループ【☎076-431-6155】